

兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進状況

～女性活躍推進法（※1）及び次世代育成推進法（※2）に基づく行動計画の公表～

（※1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（※2）次世代育成支援対策推進法

「特定事業主行動計画」を一部改定しました

令和5年中に一部の目標を達成したことから、「特定事業主行動計画」を改定して数値目標を更新（赤字の部分）し、令和6年7月1日から、新たな目標に向けて取り組んでいます。

目標1

職員1人当たりの年次休暇取得日数を年間14日以上とすること

目標2

育児休業を希望する職員の育児休業取得率を100%、かつ男性職員の育児休業取得率を30%以上とすること

目標3

男性職員が対象の出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率を100%とすること

目標4

女性警察官の割合を12%とすること
(令和8年4月1日までに)

